

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する
支出金額の制限額を告示する件
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島
県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告
示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

委員長 菊地俊彦

喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市	選挙区
三二、一〇八	二六、二二〇	三〇、二四五	九一、四一九	八八、四四七	三三、三五〇	七七、九五九	
大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯舘村	田村市田村郡	選挙区
七、八九五	六、五四五	八、一二一	一〇、六一五	二八、二七二	一九、八一七	一九、〇八五	

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十六年十月十五日現在において、次のとおりである。

二 本 松 市		相馬市相馬郡新地町
	一五、 八八八	一一、 九七六
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡
	一八、 五一九	九、 三八一